

発熱が継続, 強い倦怠感,
息苦しさ等がある味覚異常等,
COVID-19を疑う症状がある場合

発熱など,
感染を疑う
症状がある
場合

医療機関
受診

医師の判断
により
PCR検査
実施せず

インフルエンザなど登校制限のある疾患の
場合は規定通り。それ以外の場合は解熱剤や
解熱作用のある風邪薬を服用せずに解熱後
3日以上経過し、症状が改善すれば登校可。
ただし、健康監査を継続。

医師の判断
により
PCR検査
実施 ※1

検査結果を問わず「PCR検査結果判明の日」
を1日目とカウントし14日間の登校制限。
(陽性の場合は原則入院)
陰性の場合は健康観察を継続 ※2

※ 1 医師の判断ではなく、本人の判断でPCR検査を受けた場合には、PCR検査結果判明の日まで自宅待機。

※ 2 PCR検査を実施後、2週間の経過観察を終えて登校する際のPCR検査の必要性については、症状の有無やPCR検査の特性等を考慮して保健管理センターの判断で決定する。